

京都市京北運動公園条例（平成17年3月25日京都市条例第78号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている京北町立運動公園を引き継ぎ、市民のスポーツの振興を図るため、スポーツその他の活動の用に供するための施設として、京都市京北運動公園（以下「運動公園」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 運動公園の位置は、次のとおりです。

京都市右京区京北比賀江町院谷21番地の1

2 運動公園においては、次の事業を行います。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 野球場兼運動場、テニスコート及び会議室の供用時間並びにこれらの施設を供用しない日は、次のとおりです。

- (1) 供用時間 午前8時30分から午後10時30分まで
- (2) 供用しない日 1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日まで

まで

4 野球場兼運動場及びテニスコートの使用料は、次のとおりです。

区 分	単 位	使 用 料	
		昼 間	夜 間
野 球 場 兼 運 動 場	1 時 間	500円	700円
テ ニ ス コ ー ト	1面につき1時間	500	
付 属 設 備	市長が定める。		

5 構内地の使用料は、次に掲げる額の範囲内において市長が定めます。

区 分	単 位	使 用 料
売店、食堂又はこれら に類する施設を設置 して行う営業	1平方メートルにつき1日	円 1,000
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,200
広 告 そ の 他	市長が定める。	

6 使用の許可その他運動公園を管理するために必要な事項を定めています。

7 運動公園は、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。

8 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することと
しました。

京都市京北運動公園条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第78号

京都市京北運動公園条例

(設置)

第1条 市民のスポーツの振興を図るため、スポーツその他の活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市京北運動公園

位 置 京都市右京区京北比賀江町院谷21番地の1

(事業)

第2条 京都市京北運動公園（以下「運動公園」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) スポーツのための施設の提供
- (2) スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(供用時間及び供用しない日)

第3条 野球場兼運動場、テニスコート及び会議室の供用時間並びにこれらの施設を供用しない日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

供 用 時 間 午前8時30分から午後10時30分まで

供用しない日 1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日まで

(使用の許可)

第4条 野球場兼運動場、テニスコート、会議室及び構内地を使用しようとするものは、

市長の許可を受けなければならない。

(使用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、運動公園の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 野球場兼運動場及びテニスコートの使用の許可を受けたものは、別表第1に掲げる使用料を納入しなければならない。

2 運動公園の構内地の使用の許可を受けたものは、別表第2に掲げる額の範囲内において別に定める使用料を納入しなければならない。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 第1項又は第2項の許可を受けたものは、電気又は水道を特別に使用したときは、その実費を納入しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第9条 使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第11条 使用者は、運動公園の使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(委任)

第12条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧京北町運動公園の設置及び管理に関する条例（以下「旧町条例」という。）第4条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、第4条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧町条例第4条第1項の規定による許可を受けたものは、第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(関係条例の一部改正)

5 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1文化・スポーツ関連施設の項中「文化財建造物保存技術研修センター」の右に「京北運動公園」を加える。

別表第1（第6条関係）

区 分	単 位	使 用 料	
		昼 間	夜 間
野 球 場 兼 運 動 場	1 時 間	500円	700円
テ ニ ス コ ー ト	1面につき1時間	500	
付 属 設 備	別に定める。		

備考1 「昼間」とは午前8時30分から午後5時30分までを、「夜間」とは午後5時30分から午後10時30分までをいう。

2 野球場兼運動場又はテニスコートをスポーツ以外の目的に使用する場合における使用料は、この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。

別表第2（第6条関係）

区 分	単 位	使 用 料
売店、食堂又はこれらに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	円 1,000
立ち売り又は行商	1人につき1日	2,200
広 告 そ の 他	別に定める。	

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)